

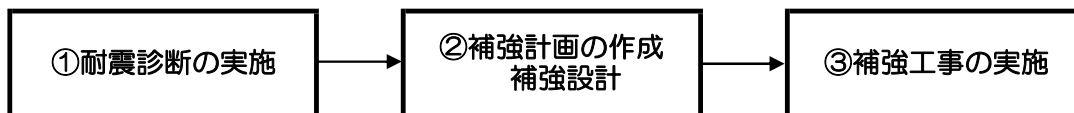
非木造住宅及び小規模建築物★における 耐震診断補助制度のご案内

★小規模建築物とは

3階以上かつ延床面積が1,000㎡以上の建築物（特定建築物）以外の建築物をいいます。

- 対象は、昭和56年5月31日以前に建築又は着手した建築物です。
- 昭和56年6月1日以降に増築等建築行為が有る場合は、直接建築安全推進課へご相談ください。
- いずれの補助制度も、業者との契約前に申請書を提出しなければなりません。補助金交付決定前の契約は補助制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

補強工事までの流れ



①耐震診断のみの補助制度となります。

◆ただし、3階以上かつ1,000㎡以上のマンションについては、②補強設計、③補強工事についても、補助制度がございます。

①耐震診断の実施

- 建築物の現地調査や設計図面により耐震診断を行い、地震に対する安全性を調べます。
- 耐震診断技術を取得した建築士のいる建築士事務所等に相談しましょう。
- 耐震診断にかかる費用は、建築物の延べ面積、構造、階数、設計図面の有無等により異なります。

【補助制度について】非木造住宅耐震診断事業、建築物耐震診断事業

○補助額

対象建築物	補 助 率	基 準 額		
非木造戸建住宅	見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の2/3	136,000円/戸		
非木造共同住宅 ・建築物		延べ面積 1,000㎡以下の 部分	2,100円/㎡	左記の 合計額
		延べ面積 1,000㎡を超え 2,000㎡以下 の部分	1,570円/㎡	
		延べ面積 2,000㎡を超える 部分	1,050円/㎡	

○評定書の写し

非木造共同住宅で、3階以上かつ1,000㎡以上の建物は、耐震診断完了時に評定書の写しが必要となります。

○補助額算定は一つの建築物の面積で行いますが、見た目が一つの建築物でも構造がいくつかに分かれている場合は構造ごとに耐震診断を行ってください。

補助制度に関するお問い合わせ先

静岡市 都市局 建築部 建築安全推進課 安全推進係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL : 054-221-1124

FAX : 054-221-1135

E-mail : kenchikuanzen@city.shizuoka.lg.jp